

四半期報告書

(第45期第2四半期)

自 平成28年5月21日
至 平成28年8月20日

株式会社ニトリホールディングス

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期連結財務諸表	11
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月30日
【四半期会計期間】	第45期第2四半期（自 平成28年5月21日 至 平成28年8月20日）
【会社名】	株式会社ニトリホールディングス
【英訳名】	Nitori Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高執行責任者（C O O）白井 俊之
【本店の所在の場所】	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都北区神谷三丁目6番20号
【電話番号】	(03) 6741-1204
【事務連絡者氏名】	財務経理部ゼネラルマネジャー 武田 史紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第2四半期連結 累計期間	第45期 第2四半期連結 累計期間	第44期
会計期間	自平成27年2月21日 至平成27年8月20日	自平成28年2月21日 至平成28年8月20日	自平成27年2月21日 至平成28年2月20日
売上高 (百万円)	222,185	254,763	458,140
経常利益 (百万円)	37,771	49,845	75,007
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	22,905	32,828	46,969
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	24,800	13,199	24,458
純資産額 (百万円)	334,321	342,268	330,968
総資産額 (百万円)	422,492	444,128	414,541
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	207.46	296.45	425.10
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	205.62	293.72	421.40
自己資本比率 (%)	78.9	76.8	79.5
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	32,684	49,457	57,343
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△25,081	△21,993	△35,899
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△4,427	△4,914	△9,943
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (百万円)	28,875	58,328	36,794

回次	第44期 第2四半期連結 会計期間	第45期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年5月21日 至平成27年8月20日	自平成28年5月21日 至平成28年8月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	100.13	143.57

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株式に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成28年2月21日から平成28年8月20日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移いたしましたが、英国のEU離脱問題や新興国をはじめとした世界経済の減速懸念、個人消費の足踏みなど先行きは依然として不透明な状況となっております。

家具・インテリア業界におきましても、業態を超えた販売競争の激化及び物流コストの上昇等により引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループ（当社及び連結子会社）は、当第2四半期連結累計期間において次のような諸施策を実施いたしました結果、売上高は2,547億63百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益は491億70百万円（前年同期比34.0%増）、経常利益は498億45百万円（前年同期比32.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は328億28百万円（前年同期比43.3%増）となりました。

当第2四半期連結累計期間の営業概況は以下のとおりであります。

① 家具・インテリア用品の販売

当第2四半期連結累計期間におきましては、接触冷感機能を持つ季節商品「Nクール」シリーズの寝具・寝装品を中心に、食器や調理用品などのキッチン・ダイニング用品、クッション、カーテン等ホームファッショング商品が牽引し、前年同期を大きく上回る売上高となりました。

当社グループの取り組みといたしましては、郊外型大型店を中心とした従来までの出店戦略の幅を広げ東京都23区内や駅前立地への出店を加速させ新たな客層の拡大に取り組んでまいりました。また、お客様に支持される品ぞろえを目指し色・素材・デザインから売場演出・販促活動まで連動させ、品種を超えたコーディネート商品の開発に注力し、夏のビーチをテーマとした「SEA」シリーズは販売が好調に推移いたしました。さらに、パーティカルマーチャンダイジング活動を継続し、複数商品での原材料の共通使用や新規サプライヤーの開拓を進め全体最適で商品開発を行い、コスト削減の追求と更なる商品力強化に取り組んでおります。その他、お客様の利便性向上のためECサイトで購入した商品をニトリ店舗で受け取れる「店舗受取サービス」を7月から全店で開始し、あらゆる販売チャネルで同様のサービスをご利用いただけるようオムニチャネルの強化に取り組んでおります。

商品政策といたしましては、「Nクール」シリーズでは東洋紡株式会社と共同開発した吸放湿性に優れた快適わた「NT FINE™」を使用するなど、原材料の改良により前年度モデルに比べ更なる機能性向上を実現いたしました。また、取扱品種の拡大や安定した商品供給体制の構築、テレビや雑誌など各種メディアを通じた販促効果もあり、大幅な売上増となりました。家具では品質・機能へのこだわりに加えて多彩な色・サイズ・デザインから組み合わせを選べる「NITORI STUDIO」のソファ及びベッドフレームや、やわらかく包み込まれる寝心地と耐久性を追求したマットレス「Nスリープ」シリーズなどの自社開発商品が引き続き順調に売上を伸ばしております。さらに、帝人株式会社と共同開発を行ったランドセル「わんぱく組」シリーズと学習机につきましては、市場の需要に応えて6月よりECサイト及び一部店舗で先行販売、7月に全店で販売を開始し、テレビCM等の積極的な販促活動及び早期購入キャンペーンの効果もあり好調に推移しております。

物流面におきましては、当社グループの物流事業を担う株式会社ホームロジスティクスにおいて、商品を積載するトラックの荷台部分が脱着可能な「スワップボディコンテナ車」を導入し、荷物の積み降ろしを自社化することにより車両稼働率を向上させ輸送物量の増加を実現するなど、近年のドライバー不足に伴い高騰する物流コストの削減に注力しております。

店舗面におきましては、オリナス錦糸町店（東京都墨田区）をはじめ東京都23区内や駅前立地への出店を継続しドミナント化を推し進め、当第2四半期連結累計期間において関東地区で11店舗（出店12店舗、閉店1店舗）、近畿地区で2店舗、北陸甲信越地区、中部・東海地区、中国・四国地区、九州地区でそれぞれ1店舗と合わせて17店舗増加し、国内の店舗数は400店舗を達成いたしました。海外の台湾24店舗、米国5店舗、中国8店舗と合わせて、当第2四半期連結会計期間末における国内・海外の合計店舗数は437店舗となっております。

その他の活動としましては、企業メセナ活動の一環として北海道のさらなる観光発展に寄与するため小樽市中心部の歴史的建造物（旧三井銀行小樽支店・旧高橋倉庫・旧荒田商会）3棟を拠点とした「ニトリ小樽芸術村」

を開設いたしました。7月に「ステンドグラス美術館（旧高橋倉庫）」「アール・ヌーヴォーグラス館（旧荒田商会）」をオープンし、2017年春に「日本近代絵画美術館（旧三井銀行小樽支店）」をオープンする予定となっております。

また、「平成28年熊本地震」では震災直後より部署横断の対策チームを立ち上げ復旧計画を策定とともに、復興支援の一環として被災地の方々へ毛布・敷布団等の寄贈を行ったほか、当日配送の実施や迅速な営業再開・商品供給体制の構築を実現し地域住民の方々の早期生活復旧支援に取り組みました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の家具・インテリア用品の販売事業の売上高は、2,495億5百万円（前年同期比14.3%増）となりました。

② その他

不動産賃貸収入及び広告・宣伝事業等により、当第2四半期累計期間のその他の事業の売上高は、52億58百万円（前年同期比34.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ295億86百万円増加し、4,441億28百万円となりました。これは主として、現金及び預金が206億36百万円、有形固定資産が137億64百万円増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ182億87百万円増加し、1,018億59百万円となりました。これは主として、流動負債のその他が148億26百万円、未払法人税等が43億85百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ112億99百万円増加し、3,422億68百万円となりました。これは主として、利益剰余金が289億58百万円増加した一方で、繰延ヘッジ損益が161億73百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動によるキャッシュ・フローにより494億57百万円増加し、新規出店及び設備の増強等の投資活動によるキャッシュ・フローにより219億93百万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローにより49億14百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ215億34百万円増加し、583億28百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果増加した資金は、494億57百万円（前年同期に比べ167億73百万円の収入の増加）となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益504億14百万円（前年同期に比べ126億80百万円の収入の増加）、法人税等の支払額146億80百万円（前年同期に比べ10億98百万円の支出の増加）及びたな卸資産の減少額79億21百万円（前年同期に比べ7億17百万円の収入の減少）があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果減少した資金は、219億93百万円（前年同期に比べ30億87百万円の支出の減少）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出210億47百万円（前年同期に比べ50億77百万円の支出の増加）及び無形固定資産の取得による支出25億27百万円（前年同期に比べ18億95百万円の支出の増加）があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果減少した資金は、49億14百万円（前年同期に比べ4億87百万円の支出の増加）となりました。これは主として、配当金の支払額38億65百万円（前年同期に比べ6億71百万円の支出の増加）、長期借入金の返済による支出12億54百万円（前年同期に比べ8億78百万円の支出の減少）があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

そもそも、当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、ロマンとビジョンを共有する人財の能力を結集し、現状否定や挑戦を重んじる「企业文化」を活かすことにより、当社グループの企業価値の源泉である①「製造物流小売業」としての効率的かつ魅力的な商品開発力、②商品製造の海外拠点および製造された商品の輸入・配送に関する独自開発の物流システム、ならびに③「暮らし提案企業」としてのトータルコーディネート力等を強化するとともに、中長期経営計画に基づく諸施策を適時・適切に実行していくことが必要不可欠であります。当社の株式の大量買付を行う者は、これらの企業価値の源泉を理解いただいたうえで、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させる者である必要があると認識しております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社グループは、品質・機能が維持された商品をお求め易い価格で提供することをテーマに商品の開発・製造等を行っており、さらに住空間をトータルコーディネートする楽しさを提案することにより、企業価値を向上させてまいりました。この企業価値の源泉は、①「製造物流小売業」としての効率的かつ魅力的な商品開発力、②商品製造の海外拠点および製造された商品の輸入・配送に関する独自開発の物流システム、③「暮らし提案企業」としてのトータルコーディネート力等にあると考えております。

そして、当社グループの企業価値の源泉を支えるのは、海外の生産拠点・貿易拠点や物流センター等のインフラのみならず、原材料調達や商品開発等の能力に長け、また物流や情報収集等のノウハウを持った人財が、ロマンとビジョンを共有した上で、その能力等を結集することにあります。そのため、当社グループは、独自の人財育成システムを構築し、中長期的な観点から人財育成に取り組んでおり、チェンジ・チャレンジ・コンペティションを重んじる「企业文化」を大切に育てております。

上記のような「経営理念」や「企业文化」のもと、当社グループでは株主の皆様のご期待に応えられるよう、企業価値ひいては株主共同の利益の確保に努めてまいりました。

また、当社グループの国内の経営基盤は整備されつつあるものの、海外の経営基盤は磐石とはいえない状況であるため、中長期ビジョンの実現に向けたこの3ヶ年を「グローバルステージに向かうための足場固めの3年間」と位置付け、経営資源を重点的に投下して挑戦してまいります。

2016年度（平成28年度）において取り組むべき課題は、①商品戦略の再構築、②供給体制の再構築、③品質の強化、④顧客サービスの向上、⑤事業戦略の再構築、⑥マネジメントの強化、⑦教育と組織体制の再構築であります。

これら7つの全社横断の革新活動を併せて強力に推進することにより、さらなる飛躍を図り、企業価値向上へ繋げてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして、平成28年4月12日付取締役会決議および平成28年5月13日付第44回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの概要は以下のとおりです。

① 対象となる買付等

本プランは、以下の（イ）もしくは（ロ）に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- （イ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- （ロ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある意向表明書を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様の判断等のために必要な所定の情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等からの情報等および当社取締役会からの情報等を受領したと認めた場合、当該情報等の受領から原則として90日間が経過するまで、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

その上で、独立委員会は、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合や、一定の行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等、本プラン所定の発動事由のいずれかに該当すると判断した場合、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、買付等について発動事由の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、当社取締役会は、(イ)独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ロ)ある買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合に、株主の皆様に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等およびその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることになります。

本プランの有効期間は、第44回定期株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期的経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものであります。本プランは、更新に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、有効期間の満了前であっても、当社株主総会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等により株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性を有する社外役員等のみから構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数（株） (平成28年8月20日)	提出日現在発行数（株） (平成28年9月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	114,443,496	114,443,496	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	114,443,496	114,443,496	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年5月21日～ 平成28年8月20日	—	114,443,496	—	13,370	—	13,506

(6) 【大株主の状況】

平成28年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ニトリ商事	北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2-39	20,719	18.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,028	5.27
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,608	4.03
公益財団法人似鳥国際奨学財団	東京都北区神谷3丁目6-20 (株)ニトリホールディングス東京本部内	4,000	3.50
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7	3,860	3.37
似鳥昭雄	北海道札幌市北区	3,409	2.98
株式会社ニトリホールディングス	北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2-39	3,359	2.94
似鳥百百代	北海道札幌市北区	3,078	2.69
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	2,056	1.80
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA共済ビル	2,007	1.75
計	—	53,128	46.42

(注) 1. 当社が平成23年12月20日付の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことにより、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が平成24年1月20日付で当社株式832千株を取得しております。なお、平成28年8月20日現在において信託口が所有する当社株式262千株は自己株式数に含まれておりません。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は5,605千株であります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は4,379千株であります。
4. 株式会社ニトリ商事は、平成28年2月21日付で株式会社ニトリ興業を吸収合併しております。
5. 平成28年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が平成28年1月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 4,560,700	3.99
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	株式 118,700	0.10
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 1,123,400	0.98
計	—	株式 5,802,800	5.07

6. ブラックロック・ジャパン株式会社から平成26年11月7日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年10月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	株式 1,066,200	0.93
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー(BlackRock Advisers, LLC)	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビュー パークウェイ 100	株式 375,000	0.33
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock (Luxembourg) S.A.)	ルクセルンブルク大公国 セニンガーバーグ L-2633 ルート・ドゥ・トレベ 6D	株式 295,700	0.26
ブラックロック・ライフ・リミテッド(BlackRock Life Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	株式 203,000	0.18
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	株式 312,400	0.27
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	株式 897,900	0.78
ブラックロック・インスティチューションナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	株式 973,252	0.85
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	株式 170,200	0.15
計	—	株式 4,293,652	3.75

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,359,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,873,200	1,108,732	(注) 1、2
単元未満株式	普通株式 210,696	—	(注) 3
発行済株式総数	114,443,496	—	—
総株主の議決権	—	1,108,732	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」により信託口が所有する当社株式が262,300株含まれております。

3. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

②【自己株式等】

平成28年8月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 ニトリホール ディングス	札幌市北区新琴似七 条一丁目2番39号	3,359,600	—	3,359,600	2.94
計	—	3,359,600	—	3,359,600	2.94

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年2月21日から平成28年8月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月20日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,327	62,963
受取手形及び売掛金	15,258	15,395
商品及び製品	43,079	34,835
仕掛品	90	112
原材料及び貯蔵品	2,247	1,886
その他	26,994	26,658
貸倒引当金	△8	△7
流動資産合計	129,989	141,845
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	88,225	100,151
土地	115,504	122,459
その他（純額）	21,134	16,018
有形固定資産合計	224,863	238,628
無形固定資産	11,209	12,472
投資その他の資産		
差入保証金	15,362	14,603
敷金	18,079	18,284
その他	15,046	18,303
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	48,478	51,181
固定資産合計	284,551	302,282
資産合計	414,541	444,128
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,356	13,730
短期借入金	1,504	875
未払金	16,195	14,252
未払法人税等	14,929	19,314
賞与引当金	3,024	3,387
ポイント引当金	1,031	1,939
株主優待費用引当金	191	121
その他	15,364	30,191
流動負債合計	67,597	83,811
固定負債		
長期借入金	625	-
役員退職慰労引当金	228	228
退職給付に係る負債	2,279	2,338
資産除去債務	3,902	4,038
その他	8,937	11,441
固定負債合計	15,974	18,047
負債合計	83,572	101,859

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月20日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	14,411	15,484
利益剰余金	308,854	337,812
自己株式	△13,392	△12,586
株主資本合計	323,244	354,081
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	289	391
繰延ヘッジ損益	4,165	△12,008
為替換算調整勘定	2,301	△1,293
退職給付に係る調整累計額	△305	△291
その他の包括利益累計額合計	6,450	△13,202
新株予約権	1,174	1,265
非支配株主持分	98	123
純資産合計	330,968	342,268
負債純資産合計	414,541	444,128

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年2月21日 至 平成27年8月20日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月21日 至 平成28年8月20日)
売上高	222,185	254,763
売上原価	105,208	115,229
売上総利益	116,976	139,534
販売費及び一般管理費	※ 80,270	※ 90,363
営業利益	36,706	49,170
営業外収益		
受取利息	237	193
受取配当金	23	26
為替差益	377	–
自動販売機収入	108	117
有価物売却益	141	147
工事負担金収入	–	147
施設使用料収入	21	148
その他	194	141
営業外収益合計	1,105	922
営業外費用		
支払利息	39	33
為替差損	–	187
その他	1	25
営業外費用合計	40	246
経常利益	37,771	49,845
特別利益		
固定資産売却益	3	649
補助金収入	–	80
新株予約権戻入益	5	10
特別利益合計	8	739
特別損失		
固定資産除売却損	12	11
退店違約金等	28	9
解約違約金	–	107
特別退職金	–	38
その他	4	3
特別損失合計	45	170
税金等調整前四半期純利益	37,733	50,414
法人税等	14,812	17,561
四半期純利益	22,921	32,853
非支配株主に帰属する四半期純利益	16	24
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,905	32,828

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年2月21日 至 平成27年8月20日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月21日 至 平成28年8月20日)
四半期純利益	22,921	32,853
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	349	101
繰延ヘッジ損益	1,449	△16,173
為替換算調整勘定	79	△3,594
退職給付に係る調整額	△0	13
その他の包括利益合計	1,878	△19,653
四半期包括利益	24,800	13,199
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	24,784	13,175
非支配株主に係る四半期包括利益	16	24

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年2月21日 至 平成27年8月20日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月21日 至 平成28年8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	37,733	50,414
減価償却費	5,164	5,903
賞与引当金の増減額（△は減少）	139	390
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	83	92
ポイント引当金の増減額（△は減少）	748	908
受取利息及び受取配当金	△261	△220
支払利息	39	33
退店違約金等	28	9
固定資産除売却損益（△は益）	9	△637
補助金収入	—	△80
売上債権の増減額（△は増加）	△2,230	△2,368
たな卸資産の増減額（△は増加）	8,638	7,921
仕入債務の増減額（△は減少）	△905	85
未払消費税等の増減額（△は減少）	△1,685	2,151
その他	△6,681	△8,147
小計	40,819	56,456
利息及び配当金の受取額	273	203
利息の支払額	△43	△26
退店違約金等の支払額	△11	△6
法人税等の支払額	△13,582	△14,680
法人税等の還付額	5,228	7,512
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,684	49,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△7,654	△2,235
定期預金の払戻による収入	686	2,471
有形固定資産の取得による支出	△15,969	△21,047
無形固定資産の取得による支出	△631	△2,527
国庫補助金等による収入	—	291
差入保証金の差入による支出	△37	△410
差入保証金の回収による収入	91	91
敷金の差入による支出	△473	△1,057
敷金の回収による収入	116	0
その他の支出	△2,047	△455
その他の収入	838	2,885
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,081	△21,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△2,133	△1,254
リース債務の返済による支出	△94	△94
自己株式の取得による支出	△1	△2
配当金の支払額	△3,194	△3,865
ストックオプションの行使による収入	996	303
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,427	△4,914
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14	△1,015
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,161	21,534
現金及び現金同等物の期首残高	25,713	36,794
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 28,875	※ 58,328

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度について、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年2月21日 至 平成27年8月20日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月21日 至 平成28年8月20日)
給与手当及び賞与	22,129百万円	24,556百万円
賞与引当金繰入額	2,410	3,252
退職給付費用	429	498
減価償却費	4,411	5,064

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年2月21日 至 平成27年8月20日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月21日 至 平成28年8月20日)
現金及び預金勘定	36,597百万円	62,963百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,722	△4,634
現金及び現金同等物	28,875	58,328

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自平成27年2月21日 至平成27年8月20日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月30日 取締役会	普通株式	3,210	29	平成27年2月20日	平成27年4月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金14百万円を含めて記載しております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年9月28日 取締役会	普通株式	3,329	30	平成27年8月20日	平成27年10月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金12百万円を含めて記載しております。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成28年2月21日 至平成28年8月20日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月28日 取締役会	普通株式	3,885	35	平成28年2月20日	平成28年4月22日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金14百万円を含めて記載しております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月27日 取締役会	普通株式	3,887	35	平成28年8月20日	平成28年10月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金9百万円を含めて記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、家具・インテリア用品の販売事業の一つであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 2月21日 至 平成27年 8月20日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 2月21日 至 平成28年 8月20日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	207円46銭	296円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	22,905	32,828
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	22,905	32,828
普通株式の期中平均株式数 (千株)	110,408	110,740
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	205円62銭	293円72銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	986	1,027
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、連結財務諸表において自己株式として処理している資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式を控除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年 9月27日付の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・3,887百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額・・・・・・・・35円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成28年10月25日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月29日

株式会社ニトリホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 入 正 幸 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 本 岳 志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニトリホールディングスの平成28年2月21日から平成29年2月20日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年2月21日から平成28年8月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社の平成28年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。